

4 災害時個別支援計画について

①避難行動要支援者とは

地域住民

災害時要援護者 = 要配慮者

高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人等

在宅生活者

(グループホーム、サ高住、有料老人ホーム等含む)

避難行動要支援者

避難時に特別な支援を要する者

(要介護度の高い高齢者、重度障がい者、
医療的ケアを要する者等)

重点的な
支援対象

社会福祉施設入所者

(特養、障がい者支援施設等)

入院患者

(一般病院、精神科病院等)

出典：兵庫県企画県民部防災企画局防災企画課

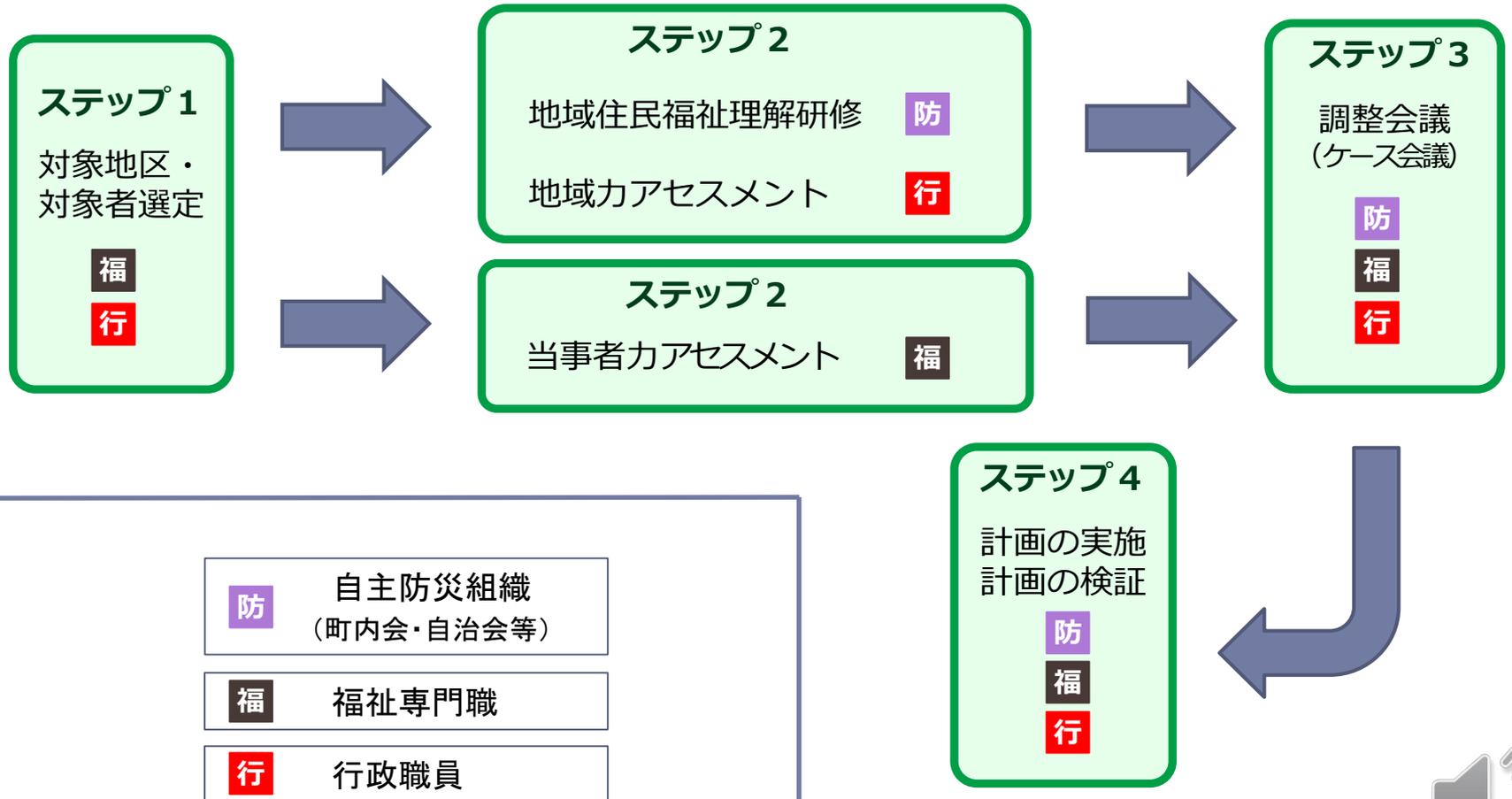
※兵庫県では「災害時要援護者」という用語を使用していますが、法令上は「要配慮者」とされています。



4 災害時個別支援計画について

②個別支援計画策定の流れ

◆加古川市における流れ



4 災害時個別支援計画について

②個別支援計画策定の流れ

